

日本相続士協会の組織概要

名称	特定非営利活動法人 日本相続士協会
所在地	〒190-0011東京都立川市高松町2-18-23
設立年	2013年3月8日
役員	代表理事 江里口吉雄 副代表理事 中島浩希 専務理事 澤田朗 理事 伊賀公一・神田昭一・古川紀子・村上光 監事 浅井 廣
事業	この法人は、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

【1】調査研究事業

1. 専門家に対する相続に関する研修会の開催
2. 相続士(相続に特化した専門家)の人材養成

【2】相談事業

1. 一般市民に対する相続に関する研修会・セミナーの企画・開催
2. 一般市民に対する相続に関する相談会の企画・開催

【3】情報提供及び普及啓発事業

1. ホームページの開発・運営等
2. 会報の発行とマスコミへの広報活動

理念

この法人は、広く一般市民に対し安心かつ的確に財産の相続を行えるよう相続の各専門家(税理士・弁護士・司法書士・行政書士・建築士・不動産鑑定士・土地家屋調査士・測量士・ファイナンシャルプランナー・宅地建物取引主任者等)とワーク(協働)を組み、そのための調査研究事業(相続の各専門家に対して)、相談事業(相続に対し相談を受けたい一般市民に対して)、一般市民の相続問題(相続発生前の対策・相続発生後の対策等)に対し、個々の相談者の実態に的確に対応できるよう専門家を手配するコンサルティング事業、情報提供・普及啓発事業などを行い、相続人が的確な相続を実現できるよう相続人を支援することを目的とする。

特定非営利活動法人

日本相続士協会

〒190-0011

東京都立川市高松町2-18-23

Mail contact1@souzokushi.or.jp

URL <http://www.souzokushi.or.jp>



特定非営利活動法人

日本相続士協会

相続士認定登録に関する規約

第1条(相続士資格認定)

相続士は、当協会が認定する相続士資格試験に合格後、当協会に認定会員として登録すること、または、相続士上級資格認定講習を修了後、当協会に認定会員として登録することでその各資格を取得することができる。なお、認定登録料(入会金)は、上級資格認定は20,000円、普通資格認定は15,000円、初級資格認定は10,000円とする。

第2条(資格認定会費と認定期間及び更新)

相続士の資格認定会費は、上級資格認定は月額1,950円、普通資格認定は月額1,500円及び初級資格認定は月額1,000円とする。認定期間は、終身とする。ただし、認定登録期間中は相続士の資格認定会費の納入義務を負うものとする。

第3条(相続士の使命)

相続士は、日本相続士協会の認定会員として常にその誇りと責任をもち、相続に特化した専門家としてその業務をお客様に誠実に提供することに努力するものとする。

第4条(相続士の業務)

相続士は、協会が主催・協賛する各種セミナー等で相続に関する知識経験等のスキルアップを図ることに努力するものとする。また、相続士は、法の定める資格・認可が必要とされる業務については、その業務はしないものとする。

第5条(協会サイトログイン)

相続士は、当協会サイトの情報閲覧および普通資格及び上級資格認定登録者においては資料ダウンロード等を活用するものとする。

第6条(相続士の名称・ロゴ等)

相続士は、認定登録中は登録商標である相続士の名称・ロゴを自由に使用することができる。

第7条(入退会)

当協会の認定相続士は、所定の手続きをもって当協会の相続士資格認定の登録をいつでも解除できるものとする。また、解除後においてもいつでも当協会の相続士資格認定の再登録をすることができる。

第8条(協会の発展)

相続士は、本規約を誠実に遵守し、日本相続士協会の発展に協力するものとする。

第9条(法令遵守)

相続士は、遵法精神に基づき、お客様の利益を実現するものとする。

第10条(その他)

本規約は、必要に応じて改正することがある。